

美作健康第 1394 号
令和 6 年 1 月 25 日

市内指定居宅介護支援事業者 各位

美作市保健福祉部健康政策課長

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算（令和 5 年度後期分）の
取扱いについて

本市の保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、指定居宅介護支援事業所においては、毎年度 2 回、判定期間内に作成された居宅サービス計画について、特定事業所集中減算の算定手続きが必要となっております。

つきましては、令和 5 年度後期(令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日)分を、別紙により書類を作成し、必要書類を提出してください。

なお、紹介率が 80%を超える場合で、「正当な理由」がある場合は減算の対象とはなりません。が、「正当な理由」の有無は、事業所からの書類提出後、個別に判断することとしており、報告された理由を不相当と判断した場合は、特定事業所集中減算が適用されることとなります。

本減算は、各事業所が自主的に責任をもって対応することが原則ですので、書類の作成、提出、保管、報酬請求等は適切かつ確実にを行い、後から報酬返還等を要することが起きないように十分に留意してください。

<問い合わせ先>

美作市保健福祉部
健康政策課

TEL : 0868-75-3912